

火葬場の在り方を考える vol.2 企画政策課 ☎32-8005 FAX76-5021

前回の広報みよし4月号では、本市における火葬事務や豊田市にある古瀬間聖苑における火葬のひっ迫状況などについて特集でお知らせしました。今回は、本市と豊田市が共有する古瀬間聖苑などの行政財産や、事務の委託に関するこれまでの両市の協議について紹介します。



【参考】火葬事務における過去の経緯(広報みよし4月号の特集に掲載)

昭和45(1970)年、本市(当時の西加茂郡三好町)を含む近隣市町村の火葬事務を行う目的で、1市3町1村(豊田市・三好町・藤岡町・足助町・小原村)による豊田火葬場施設組合が設立され、豊田市古瀬間町に「豊田火葬場」を設置しました。昭和61(1986)年、火葬事務は豊田加茂広域市町村圏事務処理組合に引き継がれ、火葬事務の構成市町村に旭町・下山村が加入するとともに施設名称を「古瀬間聖苑」に変更。さらに平成13(2001)年には稲武町も加入し、次第に事務の圏域を広げていきました。平成17(2005)年に豊田市

と近隣町村が合併したことで、豊田三好事務組合として火葬事務を開始。平成20(2008)年には1市1町による火葬事務を見直し、豊田市との話し合いを経て豊田三好事務組合を解散しました。同時に火葬事務などについて、議会の議決を経て三好町が豊田市へ事務委託するという形で協議が成立。この協議において、古瀬間聖苑の土地や建物は本市と豊田市が互いに所有権を持つことが決まり、現在は両市の共有名義の財産となっています。



豊田市から本市に対する協議の申し入れ

令和4(2022)年7月20日、豊田市から本市に対して、古瀬間聖苑をはじめとする両市共有名義の行政財産※(土地・建物)の共有解消および本市が豊田市に委託している清掃や火葬の事務委託の廃止について協議の申し入れがありました。この申し入れを受けて、これまでに7ページの表のとおり両市で協議を重ねてきました。

※行政財産とは公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のことをいいます。両市で共有している行政財産は右表のとおりです。

施設名	所在地	事務委託の有無
古瀬間聖苑	豊田市古瀬間町	あり
砂川衛生プラント	三好丘旭	あり
グリーン・クリーンふじの丘	豊田市藤岡飯野町	あり
勘八不燃物処分場	豊田市勘八町	あり
藤岡プラント	豊田市下川口町	なし

今後の方向性

本市は、豊田市からの申し入れに対して引き続き協議を重ねていきます。特に火葬事務については、古瀬間聖苑での火葬がひっ迫していることや、豊田市から事務委託について、令和15(2033)年度末までに廃止したいと具体的に示されたことを背景に、市の考えを早期にまとめる必要があると考えています。今後、市民の皆さんと一緒に、市の火葬事務の在り方について検討してまいります。

随時、市民の皆さんからの意見を受け付けています。企画政策課までメール(☎kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)、郵送、電話、ファクス、または直接お寄せください。



【本市と豊田市の協議の経緯】

年月	協議した内容
令和4(2022)年 7月	【豊田市 ▶ みよし市】 地方自治法の規定により行政財産を共有することが法令上無効であると判明したため、早急に共有状態の解消とこれに伴う事務委託の見直しを進めたい
9月	【みよし市】 県を通じて総務省の見解を確認した結果、地方自治法に行政財産の共有に関する規定はなく、直ちに無効となるものではないことが示された。行政財産の取り扱いについては、自治体間の協議により決めるべきと解釈されるため、豊田市への事務委託を継続したい 【豊田市】 地方自治法の趣旨に鑑みれば、本来行政財産は共有するべきではないと解釈されるため、共有解消に向けた協議・調整を進めたい。共同処理に係る事務などは、市町村合併により一定の役割を終えたと考えているため、事務委託を見直す必要がある
11月	【豊田市】 利用実績が無いまたは低い施設から、共有名義の解消および事務委託の廃止を進めたい。古瀬間聖苑の火葬事務について、事務の負担感、責任の範囲の不明確さ、豊田市民の安定的な火葬の確保などの管理運営上の課題がある 【みよし市】 総務省の見解では行政財産の共有が直ちに無効となるものではなく、是正すべきとの指摘もない。法的な問題はないことから行政財産の共有および事務委託を継続していきたい
令和5(2023)年 3月	【豊田市 ▶ みよし市】 文書による意見照会 これまで協議を重ねてきた共有名義の解消および事務委託の見直しについて
4月	【みよし市 ▶ 豊田市】 文書による回答 清掃や火葬に係る施設は、一部事務組合から引き継いだ両市共通の大切な財産であり、地方自治法においては行政財産の共有に関する規定はなく、その取り扱いについては自治体間の協議により決めるべきと解釈される。両市議会の議決も経て行政財産を共有しているところであり、現在の施設において事務を継続していく状況にあっては、清掃や火葬に係る財産を共有しつつ、地方自治法に基づく事務の委託により清掃や火葬の事務を継続していきたい
5月	豊田市から両市の職員間での協議から双方の弁護士を代理人とした協議へ移行したい旨の申し入れ
6月～7月	両市の代理人弁護士同士による協議
8月	豊田市から9月の豊田市議会に火葬事務に係るみよし市との行政財産の共有解消および事務委託の廃止に関する裁判所への調停の申し立ての議案を提出予定であると報告を受ける
9月	豊田市から調停の申し立てについてはいったん取りやめ、弁護士同士の協議を引き続き実施していきたい旨の申し入れ
10月～12月	継続的に豊田市と協議および情報交換を行う ●豊田市から代理人弁護士辞任の連絡があり、両市の職員間での協議に戻したい旨の申し入れ ●豊田市から多死社会の到来や八事斎場の稼働停止などを背景とした古瀬間聖苑のひっ迫状況について説明を受ける
令和6(2024)年 1月20日、2月10日	「みよし市特別講演会 吊う空間としての火葬場を考える」を開催(全3回で参加者240人) 市民に対し、本市における火葬事務や古瀬間聖苑における火葬のひっ迫状況などを説明
3月	【みよし市 ▶ 豊田市】 文書による意見照会 古瀬間聖苑における火葬事務に関し、次の項目に対する豊田市の考え方について意見照会 ①事務委託の期限、②結論の取りまとめの時期、③古瀬間聖苑における更新・改修計画 【豊田市 ▶ みよし市】 文書による回答 ①事務委託を継続する意向はなく、令和15(2033)年度末を限度として廃止を望む ②8月までにみよし市としての火葬の在り方に関する方針や、両市の協議の検討項目や時期を示したロードマップを設定するなど、少なくとも協議の方向性を定めた ③検討の前提となる運営形態が整理できていないことから、具体的な計画および時期を定めることができない状況である
4月	両市の職員間での協議・意見交換(今後も継続的に実施予定)

令和6(2024)年度の区長の皆さんを紹介します 協働推進課 ☎32-8025 FAX32-2165

4月3日、令和6(2024)年度の区長の皆さんへ^{おやまたすく}小山祐市長から委嘱状が交付されました。区長の皆さんには、行政区間の連絡調整などを行い、より良い行政区運営ができるよう努めていただきます。

敬称略、行政区順
※記載している電話番号は、区長への連絡先です。

 <p>新屋 く の まさひろ 久野 正博 ☎34-0751 (新屋児童館)</p>	 <p>三好上 お の だ けい 小野田 朗 ☎32-1001 (三好上公民館)</p>	 <p>三好下 こ し ま ひろやす 小嶋 弘康 ☎32-1053 (三好下公民館)</p>	 <p>西一色 か とう たかひろ 加藤 孝洋 ☎32-0811 会長 (西一色ふれあい会館)</p>	 <p>福田 き かい ひろあき 酒井 宏明 ☎32-1014 (福田児童館)</p>
 <p>明知上 お か も と きよまさ 岡本 清則 ☎34-3055 (明知上公民館)</p>	 <p>明知下 い と う ひさのり 伊藤 尚徳 ☎32-1009 (明知下公民館)</p>	 <p>打越 い せ が い こうさく 磯貝 耕作 ☎32-1033 副会長 (打越公民館)</p>	 <p>筋生 ひらまつ はやと 平松 勇人 ☎32-1693 (筋生公民館)</p>	 <p>福谷 はやし ま さ き 林 正樹 ☎36-1690 (福谷ハピネスホール)</p>
 <p>黒笹 す ず き いさお 鈴木 功 ☎36-2343 副会長 (黒笹公民館)</p>	 <p>東山 こ ん どう あずま 近藤 東 ☎34-4955 (サンヴィッツ宝栄)</p>	 <p>高嶺 こ ん どう えいそう 近藤 栄造 ☎34-5402 (高嶺児童館)</p>	 <p>好住 い な み つねひろ 稲見 恒弘 ☎34-0972 (東山住宅集会所)</p>	 <p>中島 と み な が そうすけ 富永 涼輔 ☎34-6605 (中島住宅集会所)</p>
 <p>ひばりヶ丘 い と う まさひこ 伊藤 正彦 ☎36-5200 (ひばりヶ丘ふれあいセンター)</p>	 <p>あみだ堂 ゆ い きょうこ 由井 京子 ☎78-2316 副会長 (あみだ堂行政区事務所)</p>	 <p>山伏 う め つ よしとも 梅津 善朋 ☎34-0961 (山伏住宅集会所)</p>	 <p>平池 て ら し かずひろ 寺西 和廣 ☎34-0965 (平池会館サンピース)</p>	 <p>上ヶ池 う め の こうそう 海野 広三 ☎34-0975 (上ヶ池会館サンフレンド)</p>
 <p>三好丘 あ か い のりこ 赤井 憲彦 ☎36-3155 (三好丘集会所)</p>	 <p>三好丘緑 ま つ い も とお 松井 志夫 ☎36-1151 (三好丘緑集会所)</p>	 <p>三好丘旭 み や ま そうざぶろう 宮嶋 總三郎 ☎36-0566 (三好丘旭集会所)</p>	 <p>三好丘桜 か わ き た けいいちろう 河北 圭一郎 ☎36-1213 (三好丘桜集会所)</p>	 <p>三好丘あおば や ま うち きんや 山内 勤也 ☎35-5858 (三好丘あおばふれあいセンター)</p>

令和6(2024)年度の介護保険料を変更します

長寿介護課 ☎32-8009 📠34-3388

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに市町村が策定する介護保険事業計画において、65歳以上の人口や介護サービスの利用量の見込みなどから算定されています。

本年度からスタートした第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画(令和8(2026)年度まで)における介護保険料基準月額額は4,900円です。この基準月額を基に、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担となるように13段階に分かれています。

■所得段階別の保険料

令和6(2024)年度の介護保険料は、令和5(2023)年中の所得や令和6(2024)年度市民税の課税状況によって決まります。介護保険料決定通知および普通徴収納付書は7月中旬に送付します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	生活保護を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人もしくは前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.175	10,284円 (857円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.30	17,640円 (1,470円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の人	基準額×0.50	29,400円 (2,450円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がおり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.80	47,040円 (3,920円)
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がいる人(第4段階以外の人)	基準額×1.00	58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	70,560円 (5,880円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	76,440円 (6,370円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	88,200円 (7,350円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	99,960円 (8,330円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	111,720円 (9,310円)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	123,480円 (10,290円)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	135,240円 (11,270円)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	141,120円 (11,760円)

特別徴収(年金からの引き落とし)による保険料の支払いについて

現在「特別徴収(年金からの引き落とし)」により徴収されている人の4月・6月・8月の保険料額は「仮徴収額」として通知済みですが、今回の介護保険料改定および収入の変動などにより大幅な保険料額の変動が見込まれる人に

ついては、各月の保険料が年間を通してできるだけ均等な金額となるように、6月・8月の年金から差し引く保険料を調整して納付額の平準化を図ります。平準化の対象となる人への通知は、4月下旬に送付します。

企業版ふるさと納税感謝状贈呈式 企画政策課 ☎32-8005 FAX76-5021

ハマダスポーツ企画株式会社から企業版ふるさと納税の寄附をいただき、1月23日に小山祐市長から濱田英之代表取締役^{はまだひでゆき}に感謝状が贈呈されました。ハマダスポーツ企画株式会社は、これまでも三好公園総合体育館トレーニングルームの機器点検やスポーツ教室「幼児体育教室」の運営などに携わっていただいております。

■ハマダスポーツ企画株式会社からのメッセージ

『地域の皆さまの喜びは私たちの喜びです』

地域に愛される施設を目指し、皆さまの心身の健康のため、さまざまなプログラムを提供していきます。寄り添う心を大切に、笑顔があふれるサービスを提供していきます。



▲小山市長と濱田代表取締役



▲小山市長と餅原代表取締役社長

ホームックス株式会社から「三好丘公園テニスコート改修事業」に対して100万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただき、3月15日に小山市長から餅原幹也代表取締役社長^{もちわらみきや}に感謝状が贈呈されました。ホームックス株式会社は、これまでもみよし市勤労文化会館の指定管理や排水処理施設の維持管理工事などに携わっていただいております。

■ホームックス株式会社からのメッセージ

『快適以上をつくれ。』は、私たちの目指すサービスの在り方を表現した言葉です。私たちのつくる快適以上が、人を笑顔にし、人を幸せにする。そして、街を明るく、明日をもっと輝かせると信じて、私たちは歩み続けます。人に、街に、明日に。快適以上をつくれ。

防災行政無線などを用いた全国一斉伝達訓練 防災安全課 ☎32-8046 FAX76-5702



全国瞬時警報システム^{ジェイ}(Jアラート)の伝達訓練が5月22日(水)11:00に全国一斉に行われます。

Jアラートとは、自然災害や武力攻撃など、皆さんの安全に関わる情報をいち早くお届けするために整備されたものです。市では、市内57カ所の防災行政無線・防災ラジオ・登録型の情報配信サービス「みよし安心ネット」を用いて情報伝達を行います。

※全国的な気象状況などにより、訓練を予告なく中止する場合があります。

市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX32-2585

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。
※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

(普)…普通徴収

区分	納付期限
市県民税・森林環境税(普)	1期・全期前納 7月1日
軽自動車税(種別割)	全期 5月31日

みよし市の人口

(令和6(2024)年4月1日現在)

人口 61,380人(-117人)

男性 31,464人(-35人)

女性 29,916人(-82人)

世帯数 25,865世帯(+68世帯)

※()は前月比

とよた堤水素ステーション開所式 企画政策課 ゼロカーボン推進室 ☎76-5002 FAX76-5021

3月13日、打越町地内で「とよた堤水素ステーション」の開所式が行われ、小山市長や古本伸一郎愛知県副知事らが出席しました。水素ステーションとはFC(燃料電池)車に水素を充填する施設のことです。バスやトラックなどの大型商用FC車に対応した水素専用の施設は市内初。開所式では豊通エア・リキードハイドロジェンエネルギー株式会社の松澤陽生代表取締役が「物流会社の多いこの地域に開所することができました。これを機に、たくさんの人に水素ステーションを利用していただけたらうれしいです」と話しました。



持続可能な地域づくりに関する協定締結式

企画政策課 ゼロカーボン推進室 ☎76-5002 FAX76-5021



4月3日、本市とTerra Charge株式会社との持続可能な地域づくりに関する協定締結式が行われ、小山市長とTerra Charge株式会社自治体グループ営業責任者の本田泰寛さんが出席しました。これは本市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて幅広く連携協力し、SDGsの掲げる持続可能な地域づくりを目指すためのもの。この協定締結により今後、両者が連携して黒笹公園や細口公園、緑と花のセンター、市役所庁舎などにEV(電気自動車)充電設備を設置する予定です。

NEWS 119 尾三消防 尾三消防本部 指令課 ☎38-5119

みよし市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

火災・救急は119

消防車や救急車が必要なときは、ためらわず119番へ通報してください。通報時は指令員の指示に従って、慌てず、落ち着いて、ゆっくりと話してください。聞いた内容から場所を特定し、必要な車両を出動させます。

■119番通報をかけるとき、次のような内容を伺います

【火事のと き】

- 消防車が必要な場所(詳細な住所が不明な場合は、近くで目印になるもの)
- 何が燃えているか
- 初期消火は可能であるか
- けが人や逃げ遅れはいるか
- 避難誘導は行われているか

【救急のと き】

- 救急車が必要な場所(詳細な住所が不明な場合は、近くで目印になるもの)
- 具合が悪い人の状態(胸を苦しんでいる、突然倒れて反応がないなど)

※詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ

■キッズページ「びさんKIDS消防署」を公開しました

尾三消防組合事務局 総務課 ☎38-7202

消防をより身近に感じていただき、全ての世代で防火への関心を高めてほしいという思いで、家族で楽しく遊んで学べるキッズページを作りました。絵本やクイズ、消防飯の紹介、職員による手描きイラストなど、いろいろなコンテンツを用意。尾三消防組合公式キャラクターのサンビーくんや、みおちゃんと一緒に消防について学びましょう。



キッズページ

▲みおちゃん ▲サンビーくん

三好池まつりへの個人協賛の募集

観光協会 産業振興課内 ☎34-6000 FAX34-4189
三好池まつり実行委員会 ☎32-1143 FAX32-3555

8月3日(土)に開催予定の三好池まつりへの個人協賛を募集し、その返礼内容として花火大会の観覧席を提供します(下図参照)。皆さんのご支援・ご協力をお願いします。



内容①4人スタンド席、②2人いす席

※①・②いずれも駐車場車1台分が利用できます。

定員①117区画、②124組 **費用**①12,000円、②6,000円

【申し込み】

●市民優先(抽選)…5月13日(月)10:00~26日(日)23:59に申し込みフォームから(抽選結果は29日(水)にメールで通知)

●一般(先着)…5月30日(木)10:00以降に申し込みフォームから

※詳細はホームページをご覧ください。



第30回三好いいじゃんまつり 踊りグループの参加募集

観光協会 産業振興課内 ☎34-6000 FAX34-4189

今年も「じゃんだらりん」と「^{ジャスト} ^{ローリン} JUST ROLLIN'」の軽快なリズムにのって、暑い夏をみんなで思い切り踊って楽しみましょう。30回目の記念すべきいいじゃんまつりに同僚や家族、友人を誘って楽しい夏の思い出を作ってみませんか。



日時8月17日(土) 17:00~21:00(予定)

場所三好稲荷閣周辺道路

対象19人以上(進行責任者1人、踊り手16人、給水係1人、安全係1人)で構成するグループ

※初参加グループ(初めていいじゃん踊りを踊る人が8割以上のグループ)は、7月2日(火)の事前審査会への出席が必要です。

※要件に満たないグループでも参加できますが、いくつかの制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

定員先着で3,000人

申込5月7日(火)~31日(金)に申込書(観光協会配布、ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、観光協会へ直接



みよし音楽祭を開催します 生涯学習推進課 ☎34-3111 FAX34-3114

昨年度まで開催していた市民合唱交流会を「みよし音楽祭」に変更し、合唱だけでなく楽器演奏も加えることで音楽分野の振興をより一層支援します。ぜひ皆さんの美しい歌声や演奏をお聞かせください。



日程12月1日(日) **場所**カネヨシプレイス

対象市内で合唱・楽器演奏の分野で活動する個人・団体

※代表者は本番前に打ち合わせ会議への出席が必要です。

申込5月7日(火)~31日(金)に申込書(生涯学習推進課で配布、ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、生涯学習推進課へ直接

